



## 植木生産者の技術 「千葉県植木銘木100選」に認定

問 産業振興課 農政係 ☎77・3917

千葉県内で一定の基準を満たした樹木を認定する「千葉県植木銘木100選」について、小川壽芳さん（川津場）宅の植木が認定されました。

■認定樹 モチノキ（樹齢250年）

■認定年月 平成31年3月

■認定証授与式 令和元年5月30日実施

■所有者 小川 壽芳さん

■植木の特徴 幹が美しく、樹高もあり、まさしく品位・風格を持ち合わせている。

### ■認定要件

- ・千葉県の植木伝統樹芸技術で仕立てられた植木であること
- ・千葉県の植木生産者の卓越した伝統造形技術によっておおむね30年以上栽培された植木で、芸術的な品位風格を有しているもの
- ・県内において将来も適正な維持・管理が継続されるもの（県外に移動した場合は認定取り消しとなります）

### ■「千葉県植木銘木100選」概要

・千葉県では、植木産地として

発展の基礎を築いた伝統的な樹芸技術を保存・継承し、今後の植木生産に役立てるため千葉県植木伝統樹芸士・植木銘木として認定する『千葉の植木ディスプレイ事業』を実施しています。

・千葉県の伝統技術で造形され、かつ県内に植栽されている植木を対象に、一定の基準を満たした樹木を「千葉県植木銘木100選」に認定しています。

■銘木の情報 千葉県のホームページに公表されています。  
《URL》<https://www.pref.chiba.lg.jp/seisan/ueki/meiboku3.html>



認定を受けたモチノキ

## 低所得者の介護保険料が軽減されます

問 福祉保健課 介護保険係 ☎77・3925

町では、平成30年度から「第7期介護保険事業計画」がスタートし、3年間の保険料を決定していましたが、本年10月の消費税率の引き上げに伴い、平

成31年度から低所得者（第1～3段階の方）の保険料の軽減が強化されます。  
※詳細については次の表を参照ください。

### ■芝山町第7期介護保険料（平成31年度～令和2年度）

保険料段階区分	被保険者および世帯構成員の状況	保険料（月額）
第1段階	●本人が生活保護の受給者の方 ●世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金の受給者または前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方	2,025円
第2段階	●世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下の方	3,375円
第3段階	●世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円超の方	3,915円
第4段階	●同世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	4,860円
第5段階	●同世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で第4段階以外の方	(基準額) 5,400円
第6段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	6,480円
第7段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	7,020円
第8段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	8,100円
第9段階	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方	9,180円

# 後期高齢者医療制度保険料の 軽減措置が一部変更になります

問 町民税務課 国保年金係 ☎ 77-3912

後期高齢者医療制度では、保険料の軽減措置があります。平成31年度は、均等割5割軽減および2割軽減の対象世帯の軽減判定所得基準が拡大されます。

一方、保険料軽減特例の見直しに伴い、所得の低い方の均等割の軽減割合が段階的に縮小され、被扶養者であった方の均等割の軽減に期間が設けられます。

## ①所得の低い方の均等割軽減の変更

### ■軽減判定所得基準

(平成30年度)

軽減割合	軽減判定所得基準（世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計）
5割	33万円+ (27.5万円×被保険者の数)
2割	33万円+ (50万円×被保険者の数)

(平成31年度)

軽減割合	軽減判定所得基準（世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計）
5割	33万円+ (28万円×被保険者の数)
2割	33万円+ (51万円×被保険者の数)

### ■軽減割合

軽減判定所得基準（世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計）	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
33万円以下の場合 (被保険者全員の所得が0円の場合) ①	9割	8割 (※)	7割 (※)	7割
33万円以下の場合 (上記以外の場合) ②	8.5割	8.5割 (※)	7.75割 (※)	

※軽減割合の変更は、保険料軽減特例の見直しによるものです。保険料軽減特例の見直しは、社会保障充実策として介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施され、①の方は、②の方より社会保障充実策が強化されているため、平成31年度と令和2年度で②の方の軽減割合より低くなります。

### ■平成31年度軽減判定所得基準

軽減判定所得基準 (世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計)		軽減割合	軽減後の 均等割額
33万円以下の場合	被保険者全員の所得が0円の場合 (公的年金等控除額は80万円として計算)	8割	8,200円
	上記以外の場合	8.5割	6,150円
33万円+ (28万円×被保険者の数) 以下の場合		5割	20,500円
33万円+ (51万円×被保険者の数) 以下の場合		2割	32,800円

## ②会社の健康保険などの被扶養者であった方の均等割軽減の変更

平成30年度の均等割額は特例的に5割軽減されていましたが、平成31年度は資格取得後24カ月のみ5割軽減になります。なお、所得割額は特例措置が継続されるため、引き続き賦課されません。

(国民健康保険および国民健康保険組合の被保険者であった方は対象になりません)

※被扶養者であった方の均等割軽減の変更は、保険料軽減特例の見直しによるものです。

注) 「平成31年度」とは…平成31年4月1日～令和2年3月31日までの12カ月間です。